

# カスタマーハラスメント防止対策

令和8年4月「栃木県カスタマーハラスメント防止条例」施行

事業者  
向け

# 相談窓口

相談  
無料

カスハラ対策や労務管理に精通した相談員が対応します

こんなことに困っていませんか?お気軽にご相談ください

- カスハラ対策は何から始めればよいか知りたい
- 顧客からカスハラを受けているが、どう対応すればよいかわからない
- 正当な要求とカスハラの境界線を知りたい
- カスハラ対策のための従業員教育は何をすればよいかわからない 等

対象

栃木県内に事業所を有する事業者および業界団体

電話  
相談

## 028-666-7752

※原則として1回あたり最大30分までを目安とさせていただきます。

受付時間

平日9:00~17:00  
(土日祝・年末年始を除く)

WEB  
相談

<https://tochigi-cusharaboushi.com/consultation/>

受付時間 全日24時間 ※回答にはお時間がかかる場合があります。



※本窓口は、「カスハラ防止対策」に関する一般的な考え方をお示しする相談機関です。したがって、個別事案に関する法的判断や、事業者・団体等との交渉は行いません。

※ご相談内容や個人情報、同意なく第三者へ提供しません。ただし、相談者の同意を得た場合に限り、ご相談いただいた内容の一部を当事者が特定されないよう整理した上で、栃木県ホームページ等において公表する場合があります。

栃木県では、栃木県内の事業者および業界団体を対象に社労士等のアドバイザーの派遣も実施しています。詳しくは裏面をご覧ください。

栃木県カスタマーハラスメント防止対策支援業務事務局

TEL 028-666-7752 平日9:00~17:00  
(土日祝・年末年始をのぞく)

Mail:support-desk@tochigi-cusharaboushi.com

〒320-0075 栃木県宇都宮市宝木本町1141

当事業は、栃木県から委託を受け、(株)TMC経営支援センターが運営しています。

カスタマーハラスメント  
防止対策支援業務  
専用ホームページ



<https://tochigi-cusharaboushi.com>

# カスタマーハラスメント防止対策

令和8年4月「栃木県カスタマーハラスメント防止条例」施行

## アドバイザー派遣

派遣  
無料

社会保険労務士等の専門家が支援します

栃木県カスタマーハラスメント防止条例および基本指針では、事業者の基本方針の明確化、就業者向け相談体制の整備、就業者の安全確保などが求められています。

### 支援内容

- ▶ カスタマーハラスメントに対する基本方針の策定
- ▶ カスタマーハラスメント防止及び発生時の対応等について定めたマニュアルの策定
- ▶ カスタマーハラスメントの発生防止に向けた就業者向け教育の企画・実施 等

### 支援の流れ ※支援例

企業(団体)の状況に応じて、決定します。

1回目 現状把握および課題整理、基本方針策定

2回目  
3回目  
4回目 対応マニュアル作成/  
従業員・管理職の研修実施

5回目 マニュアル完成・運用検証

### 対象

栃木県内に所在地がある事業者および業界団体

### 支援回数

5回以内

### 募集企業数

15社(団体)程度

応募企業数が想定を大きく上回った場合には、お申込み受付後のヒアリング内容に基づき、調整を行う場合があります。

### 支援方法

訪問 または オンライン

### お申込み

WEBフォームからお申込みください



<https://tochigi-cusharaboushi.com/specialist/>

栃木県では、栃木県内の事業者から、電話やWEBフォームでのご相談も受け付けています。詳しくは裏面をご覧ください。

栃木県カスタマーハラスメント防止対策支援業務事務局

TEL 028-666-7752 平日9:00~17:00 (土日祝・年末年始をのぞく)

Mail:support-desk@tochigi-cusharaboushi.com

〒320-0075 栃木県宇都宮市宝木本町1141

当事業は、栃木県から委託を受け、(株)TMC経営支援センターが運営しています。

カスタマーハラスメント防止対策支援業務専用ホームページ



<https://tochigi-cusharaboushi.com>